

埼玉県革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日 平成29年4月30日

業 務	品 目		規 格		工 程	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	裏付き、外羽根、無飾 り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り 並びに縁ミシン掛け	699円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒ ール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、えぐり折り込み部への補強テー プの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張 り並びに縁ミシン掛け	617円
		ショート ブーツ		裏付き、ファスナー付 き、はぎ付き（2か所 に行うものに限る。） 及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、上縁の折り込み部への補強テー プの挿入、ファスナー付け、かかと部の 縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104円
		サンダル		牛革の地 生	裏付き、無飾り、前あ き、縁折り、バックパ ンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテー プ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、 バンド穴あけ並びに美錠付け
底 付 け (セメンテ ッド方式に よるもの に限る。)	紳士靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ並びに本底張付け	594円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659円
				裏付き、ヒール付き及 びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ、本底張付け並びにヒール付け	761円
		ショート ブーツ		裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、 つり込み、起毛並びにシャンク又は中し ん入れ、本底張付け並びにヒール付け	954円
	サンダル	牛革の地 生	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付 け及びヒール付け		531円	

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 平成29年4月30日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。(家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。)
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 - 1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
 - 2) 工賃の単価、支払日

お問い合わせは、埼玉労働局労働基準部賃金室までお寄せください。

〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2ランドアクシスタワー15階

電話 048-600-6205 FAX 048-600-6225